

甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」利用におけるガイドラインについて

令和2年5月22日策定

令和2年6月1日運用開始

■「事業等の実施および市施設の貸館等に係るガイドライン」に従い甲賀市まちづくり活動センターまる一むにおける留意事項を示すものです。

■感染拡大防止に向けての対策を以下のとおり実施します。

- 消毒液の設置
- マスク着用、咳エチケット、手洗いなどの励行
- 体調不良の来館者の入館制限
- 定期的な換気と消毒
- 人と人との距離の確保
- 飛沫感染拡大対策
- 職員のマスク着用、手洗い、消毒の徹底

■利用者における留意事項は以下のとおりです。

(1) 発熱、咳等の風邪症状のある方は入館できません。

※参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方には参加を断ってください。(主催者による確認)

(2) 利用時間については、できる限り短縮をして実施してください。

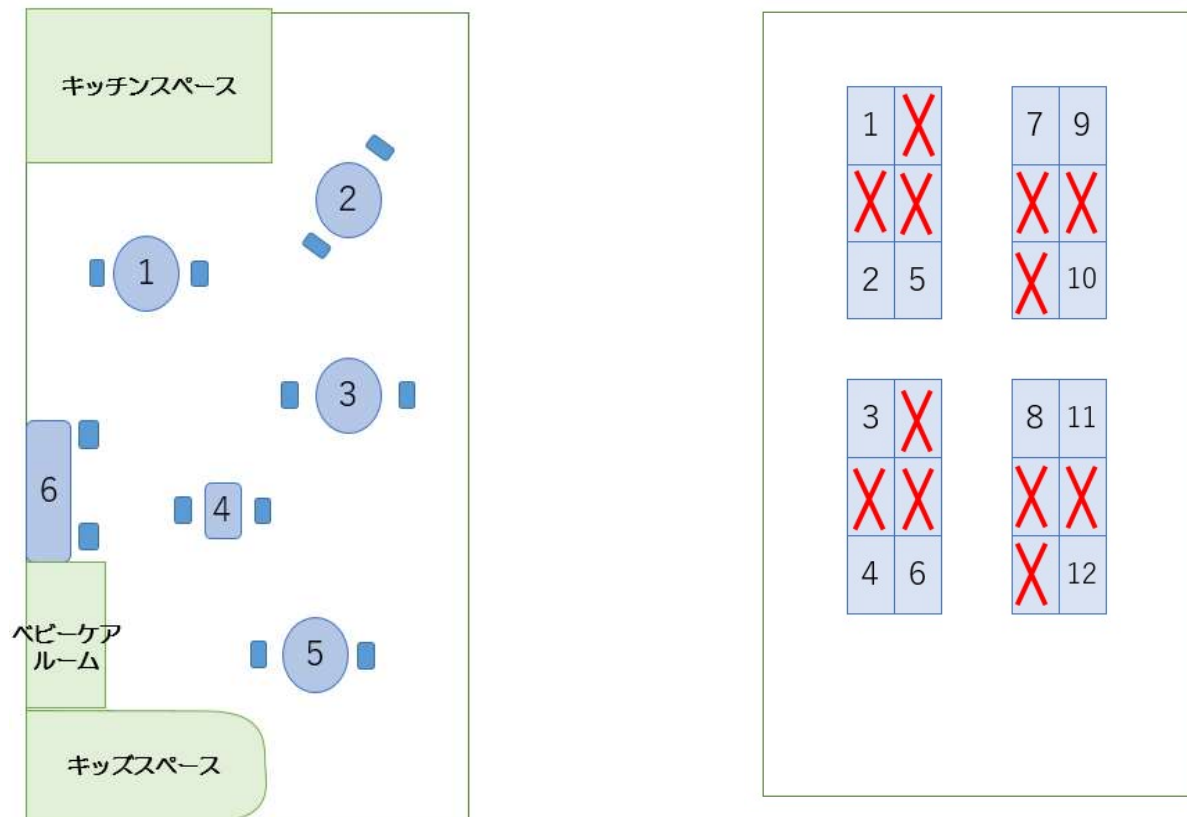
(3) 人との間隔を2メートル以上確保したうえで開催してください。

各利用施設の利用人数の目安については以下のとおりです。

利用施設名	上限人数(名)
会議室1	6
会議室2	6
和室1	8
和室2	4
練習室	12
多目的室1	15
多目的室2	30
キッチンスペース	5

- (4) 県外の方の利用はできません。(参加者に県外の方が含まれている場合も利用できません)
- (5) 利用人数が 51 人以上の予約はできません。
 ※イベント等の開催を検討されている方へ
 人数に限らず不特定多数の方が参加するイベント等の利用はできません。
- (6) 感染者が発生した場合に濃厚接触者の確認をする必要があります。参加者の氏名や連絡先を記入してください。※鍵の返却の際に提出してください。
- (7) 「交流スペース」「活動室」の利用については、利用座席・利用時間（最大 2 時間まで）の制限付きで利用ができますが、利用者の氏名・連絡先を記入したうえで利用してください。(利用の際は、必ず職員の指示に従ってください。)
 ※最終受付時間は 19 : 00 となっています。

交流スペース・活動室レイアウト



■職員および利用者が感染した場合の対応については以下のとおりです。

- 職員および利用者が PCR 検査を受けることになった場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに政策推進課へ報告します。(疑いがある場合も含む)
- 職員および利用者が、新型コロナウイルス感染者となった場合や濃厚接触者となった場合は、臨時休館とします。